

# 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構について

## 独立行政法人農業技術研究機構

予算、組織（平成14年度）

予算額：392億円

常勤役員数：11名（監事含む）

## 生物系特定産業技術研究推進機構

予算、組織（平成14年度）

予算額：109億円

常勤役員数：8名（監事含む）

## 独立行政法人と統合

## 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構

### 農業技術研究業務

水稲、小麦、大豆等土地利用型作物の品種改良と作物の栽培、品質に関する研究  
果樹、野菜等園芸作物の品種開発、省力低コスト栽培技術、環境負荷軽減技術等に関する研究  
家畜の育種繁殖、生産管理、飼料作物の品種開発、動物衛生等に関する研究  
農林水産大臣の要請による農作物、家畜等への被害拡大防止のための試験研究、調査、分析、鑑定（応諾義務あり）

### 民間研究促進業務

出資による研究開発会社の新規設立支援  
既存企業の研究開発への融資

### 基礎的研究業務

機動的かつ柔軟なテーマ設定  
産学官のコーディネート

### 農業機械化促進業務

現場ニーズに即した革新的な農業機械の開発支援  
農業機械の検査・鑑定

《予算、組織》（平成15年度）

支出予算額：494億円

常勤役員数：13名（監事含む）

備考：予算額は、独立行政法人農業技術研究機構と生物系特定産業技術研究推進機構の上半期の当初予算額の合計額と独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の下半期の当初予算額の合計額である。

中期目標（案）	中期計画（素案）
<p>独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構中期目標</p> <p>第1 中期目標の期間 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（以下「研究機構」という。）の中期目標の期間は、平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する事項 運営費交付金で行う事業については、中期目標の期間中、当該年度に新たに追加された業務及び当該年度の拡充分並びに公租公課等の固定経費を除き、毎年度平均で、少なくとも前年度比1%の経費節減を行う。 ただし、科学技術基本計画（平成13年3月30日閣議決定）に基づき推進している競争的資金に係るものはこの限りでない。</p> <p>1 評価・点検の実施 独立行政法人評価委員会（評価委員会）の評価結果は、資源配分、業務運営等に適切に反映させる。評価委員会の評価の効率的かつ効果的な実施に資するため、研究機構自らにおいても、運営状況、研究成果について外部専門家・有識者等を活用しつつ、業務の点検を行う。また、研究職員については、公正さと透明性を確保した業績評価を行い、評価結果は研究資源配分等に反映させる。</p>	<p>独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構中期計画</p> <p>主務大臣が定めた独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（以下「研究機構」という。）の中期目標を達成するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条）に基づき研究機構の中期計画を以下のとおり定める。</p> <p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 運営費交付金で行う事業については、中期目標の期間中、当該年度に新たに追加された業務及び当該年度の拡充分並びに公租公課等の固定経費を除き、毎年度平均で、少なくとも前年度比1%の経費節減を行う。 ただし、科学技術基本計画（平成13年3月30日閣議決定）に基づき推進している競争的資金に係るものはこの限りでない。</p> <p>1 評価・点検の実施 外部専門家・有識者等を活用し、毎年度の報告に先立ち、自ら点検を行う。 主要な研究については、研究の推進方策・計画及び進捗状況の点検を行うとともに、外部専門家・有識者等の意見を聞いて成果の評価を行い、その結果は研究資源の配分に反映させるとともに公表する。 評価項目、評価基準を定める等公正さを確保しつつ、研究職員の業績評価を行い、その結果は処遇、研究資源の配分に反映させる。 出融資事業案件の採択、中間、終了時において、外部の専門委員による課題の審査、進行状況の点検、終了時の評価等を実施し、その結果を踏まえた事業計画の見直しや運用を図り、的確で効率的な事業推進を図る。中間評価については、その結果を当該課題に対する資金配分、研究課題の見直しに反映させる。 基礎的研究業務における課題の採択、単年度評価及び中間、終了時評価は、外部の専門家、有識者から成る選考・評価委員会で行う。 基礎的研究業務における中間評価については、評価項目、評価基準を定め、かつピアレビュー方式で行う等公正さを確保しつつ、評価結果を評価対象課題に対する資金配分、研究規模の拡大・縮小等に反映する。</p>

## 2 研究資源の効率的利用

外部資金の獲得、研究資源の充実・効率的利用、施設機械の有効利用等を図る。

## 3 研究支援の効率化及び充実・高度化

研究業務の高度化に対応した高度な専門技術・知識を有する者を配置する等、研究支援業務の効率化、充実・強化を図る。また、必要に応じ、外部委託等の活用を図る。

## 4 連携、協力の促進

農林水産業等に関する研究水準の向上及び研究の効率的な実施を図るため、他の独立行政法人との役割分担に留意しつつ、独立行政法人、国公立機関、大学、産業界、海外機関、国際機関等との共同研究等の連携・協力及び研究者の交流を行う。

特に実用的な研究開発に当たっては、事業化を見通し、産業界と密接な連携の下に行う。

基礎的研究業務における単年度評価については、採択課題の管理・運営支援・評価等の実務を行う研究経歴のある責任者（プログラム・オフィサー）による評価とピアレビュー方式を組み合わせ、その結果を踏まえて、研究方法の見直しや運営を図る。

## 2 研究資源の効率的利用

中期目標達成に有効な競争的資金には積極的に応募し、研究資源の充実を図る。

研究資源の効率的・重点的な配分を行う。

施設・機械の有効利用を図るため、共同利用に努めるとともに、共用等が可能な機械については、その情報をインターネットを介して広く公開する等、有効かつ効率的利用に努める。

## 3 研究支援の効率化及び充実・高度化

高度な知識及び技術を有する研究支援者の計画的な配置、プログラム・オフィサーの役割を担う者の確保、職務に応じた任用や処遇のあり方を検討するとともに、これら職員の資質の向上に努める。また、現業業務に携わる職員については、一層の資質向上と併せて、管理的業務・専門的業務への重点的な配置を図る。

特許、品種登録等の知的財産権の取得・移転に係る支援態勢を強化する。

農林水産省研究ネットワーク等を活用して、研究情報収集・提供業務の効率化、充実・強化を図る。

施設、機械等の保守管理については、業務の性格に応じて外部委託に努める。

## 4 連携、協力の促進

(1) 農林水産業等に関する研究水準の向上及び研究の効率的な実施を図るため、他の独立行政法人との役割分担に留意しつつ、研究目標の共有、共同研究、人事交流を含めた連携、協力を積極的に行う。

### (2) 産学官の連携、協力

国公立機関、大学、産業界、海外機関、国際機関等との共同研究及び研究者の交流等を積極的に推進する。

研究を効率的に推進するため、行政との連携を図る。

科学技術協力に関する政府間協定等を活用し、先進国等との共同研究を推進する。

国の助成により公立機関等が実施する研究等への協力をを行う。

毎年定期的に、関係独立行政法人、行政部局、都道府県等の参加を求めて、専門別、地域別に研究推進のための会議を開催し、相互

5 管理事務業務の効率化  
事務処理の迅速化、簡素化、文書資料の電子媒体化等による管理事務業務の効率化を行う。

6 職員の資質向上  
職員への研修、資格取得等の促進を通じた資質向上に努める。

### 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 農業技術研究業務（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成11年法律第192号。以下「法」という。）第13条1項第1号から第3号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務をいう。以下同じ。）に係る試験及び研究並びに調査  
【略】

2 民間研究促進業務（法第13条1項第4号から第7号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務をいう。以下同じ。）に係る出資事業

（1）生物系特定産業技術（法第2条に規定する生物系特定産業技術をいう。以下同じ。）に関する民間の研究開発を促進するため、企業、団体等が新たに設立し、主として基礎又は応用段階から始まる試験研究を行う研究開発会社に対して出資を行う。

（2）新規採択及び進行管理に当たっては、外部の学識経験者からなる「選考・評価委員会」による事前評価、中間評価及び終了時評価を実施し、資源配分等に適切に反映することで質の高い研究成果が得られるよう努める。

研究成果については、特許等（品種登録及び農薬登録を含む。以下同じ。）の出願を積極的に進め、中期目標の期間内に新規の出資を終了する研究開発会社1社当たり平均で特許権等の実施許諾等件数2件以上の確保を図る。また、極力事業化を図る。

の連携・協力のあり方等につき意見交換等を行う。

5 管理事務業務の効率化  
事務の簡素化と迅速化を図るため、LAN等を有効に利用するとともに、会計処理、発注業務、研究成果報告文書等の電子化を進め、事務処理に係わる新たなソフトウェア等の導入を行う。  
光熱水の節約等により、管理経費の節減を図る。

6 職員の資質向上  
業務上必要な各種の研修に職員を積極的に参加させるほか、必要な研修を実施し、職員の資質向上に努める。また、業務上必要な資格取得を支援する。  
各種制度を積極的に活用し、職員の在外研究の機会の増加に努める。  
博士号の取得を奨励し、適切な指導を行う。

(3) 研究成果について、分かり易く加工し、ホームページ等において積極的な広報を行う。また、移転可能な特許権等についての情報公開を進める。

### 3 民間研究促進業務に係る融資事業

(1) 生物系特定産業技術に関する民間の研究開発を促進するため、長期・低利のリスクマネーを供給することを目的として、企業、団体等における主として応用研究段階から実施する試験研究について成功度に応じて金利又は貸付元本の一部を軽減する融資を行う。

(2) 研究成果については、特許等の出願・事業化等に結びつくよう支援に努める。

(3) 融資事業を活用して得られた研究成果のうち対象企業の了解を得たものについて、分かり易く加工し、ホームページ等において広報を行う。また、移転可能な特許権等についての情報公開を進める。

### 4 民間研究促進業務に係るその他の事業

民間の研究開発を支援するため、企業等の依頼に応じて、試験研究を行う独立行政法人等との共同研究・遺伝資源のあっせんを行うほか、生物系特定産業技術に関する情報の収集・整理・提供等の業務を実施する。

### 5 基礎的研究業務（法第13条1項第8号に掲げる業務及びこれに附帯する業務をいう。以下同じ。）

(1) 生物の持つ様々な機能を高度に利用した新技術・新分野を創出するための基礎的、独創的な研究を通じて、農林水産物の高付加価値化や新需要の開拓、農林漁業、飲食料品製造業、たばこ製造業等の生産性の飛躍的向上、地球規模の食料・環境問題の解決等に資することを目的として、生物系特定産業技術に関する基礎研究を推進する。

また、独創的な技術の「種」を有する産学官の共同事業体の形成等を通じて、異分野融合型の試験研究、地域資源を活用した革新的な試験研究等を推進し、新事業、新雇用の創出に資する。

併せて、これらの研究成果や旧農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法に基づく研究開発の成果について、その普及

と民間等における利活用の促進を図る。

(2) 競争的資金の効果を最大限に発揮させるため、課題の採択、単年度評価、中間評価を適切に実施し、その結果を踏まえた研究計画の見直しや運用を図ることを通じて質の高い研究成果が得られるよう努めることにより、中期目標期間内に 1,370 報以上の研究論文発表を得る。中間評価については、その結果を質の高い課題の研究規模や当該課題への資金配分等に反映させる。

また、評価の公正さ、透明性を確保するため、客観性の高い評価指標や外部の専門家・有識者を積極的に活用する。

6 農業機械化促進業務（法第 13 条 2 項に規定する業務をいう。以下同じ。）に係る試験及び研究並びに調査

(1) 重点研究領域

農業機械化促進法（昭和 28 年法律第 252 号）に基づく「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）に即して、同法第 2 条第 5 項に規定する高性能農業機械等の試験研究を積極的かつ計画的に推進する。

なお、試験研究の実施に当たっては、

ア 地域条件に即した農業への構造改革の加速化に資する農業機械の開発

イ 安全で安心な農畜産物の供給に資する農業機械の開発

ウ 持続的な農業生産及び循環型社会の形成に資する農業機械の開発

エ 農業機械の高性能化や安全性・快適性の向上及び評価試験の高度化等に資する基礎・基盤的な技術の開発

を、各分野の機械開発改良研究の共通的な重点課題として推進する。

また、この場合においては、民間事業者等との適切な連携分担関係の下、共同研究等を推進し、特に実用的な農業機械の開発については、製品化を見通しつつ密接な連携を図る。

(2) 研究の推進方向

研究に係る段階的な達成目標については、基本方針に掲げる試験研究の対象とすべき高性能農業機械等の開発目標及び農業機械開発改良研究・技術開発戦略（平成 13 年 3 月策定）を踏まえ、以下のとおりとする。

また、研究の推進に当たっては、外部の専門家等による単年度評価、中間評価を適切に実施し、その結果を踏まえた研究計画の見直しや運用を図ることを通じて質の高い研究成果が得られるよう努め

る。

ア 水稻等土地利用型農業用機械・施設の開発及び高度化

(ア) 農業機械の低コスト化や省力化、省エネルギー化を図った耕うん技術や施肥技術及び移植技術、防除・除草技術の開発に取り組むとともに、中山間地域に対応した小型軽量の防除機等を試作する。

(イ) 水稻の品質等の生体情報を測定できるコンバイン等を試作するとともに、収穫乾燥後の品質測定評価技術や穀物衛生管理システム等の開発に取り組む。

(ウ) 大規模機械化生産システムの確立に資するため、高度な生産管理を行う精密農業用機械を試作改良する。

イ 園芸用機械・施設の開発及び高度化

(ア) 野菜等の生産の省力化を図るため、収穫機に自動的に追従できる運搬車両等を開発する。また、いも類の収穫前に機械茎葉処理を行う作業機を試作するとともに、果菜類を自動収穫するための基礎技術を開発する。

(イ) 野菜の品目特性に応じた機械による調製・選別作業の高度化を図るための技術を開発する。

(ウ) 果樹の生産の省力化を図るため、せん定した枝の収集、搬出を行う管理機械等の開発に取り組むとともに、傾斜地での防除や運搬作業ができる多目的モノレールを改良する。

ウ 畜産用機械・施設の開発及び高度化

(ア) 飼料生産基盤の拡大を図るため、細断型ロールペーラの改良等を行うとともに、汎用性の高い飼料収穫機を試作改良する。

(イ) 酪農経営の高度化及び省力化を図るため、搾乳時に家畜の乳量や健康度合等の個体情報の収集により精密管理ができる装置の開発に取り組むとともに、衛生的な生乳生産に役立つ機械を試作改良する。

(ウ) 家畜排せつ物の適正処理と有効利用を図るため、生物系廃棄物からの資源濃縮・回収技術の開発に取り組むとともに、低コスト・高品質な堆肥の生産が可能な装置等を開発する。

(エ) ゆとりある生産性の高い酪農経営の実現に資するため、飼料生産から飼養管理、排せつ物処理までを一連のシステムとして高度化する機械・装置を試作改良する。

エ 農業機械の開発改良のための基礎的・基盤的技術の開発

(ア) 農業機械の運転操作等を自動化する基礎技術を開発する。

- (イ) 種苗生産の高度化・省力化に資するため、効率的に接ぎ木苗を生産する装置等を試作改良する。
- (ウ) 資材費の低減に資するため、廃棄物のリサイクル技術の開発に取り組むとともに、農業機械の開発改良すべき改善点を分析する。
- (エ) 振動と騒音を低減する刈払機等作業者の安全性及び快適性の向上に資する技術の開発に取り組むとともに、事故分析等を基とした農作業事故のシミュレート技術を開発する。
- (オ) 環境負荷の低減に資するため、土壌分析用装置を改良するとともに、畑作用中耕除草機及び CO<sub>2</sub> 排出量低減のための消費燃料低減化装置を試作する。

#### オ 農業機械の評価試験技術等の開発及び高度化

- (ア) トラクターの操作性等について定量的評価手法を開発するとともに、改善装置を試作する。
- (イ) 防除機の運転条件が薬液のドリフト（漂流飛散）に及ぼす要因を解明する。
- (ウ) IT技術やシミュレート技術の活用による自脱コンバイン等の効率的な性能評価試験システムを開発する。
- (エ) 刈払機の飛散物の態様や防護カバー等の安全装備の効果等を分析する。

### 7 農業機械化促進業務に係る検査、鑑定等

申請者の利便等に供するため、より効率的な検査技術の開発、事務処理の合理化等を図り、申請から成績書提出までの期間を5%短縮する。

なお、農業機械の検査・鑑定の結果は、機械の諸機能が分かりやすく農業機械導入の指針となるものであることから、その結果についてデータベースの構築を行うとともに、インターネット等を通じ広く一般に提供する。

また、農作業事故に関する試験研究の成果等を活用し、農作業安全に関する情報等を提供する。

### 8 専門研究分野を活かした社会貢献

#### (1) 分析、鑑定

行政、各種団体、大学等の依頼に応じ、研究機構の有する高い専門知識が必要とされる分析、鑑定を実施する。

### 8 専門研究分野を活かした社会貢献

#### (1) 分析、鑑定

行政、各種団体、大学等の依頼に応じ、高度な専門的知識が必要とされ、他の機関では実施が困難な分析、鑑定を実施する。特に、動物衛生に関しては、診断の困難な疾病、診断に特殊な試薬や技術を要する疾病、新しい疾病、国際重要伝染病が疑われる疾病等について、重点的に病性鑑定を行う。



(2) 講習、研修等の開催

行政・普及部局、若手農業者等を対象とした講習会の開催、国公立機関、産業界、大学、海外機関等外部機関からの研修生の受け入れ等を行う。

(3) 行政、国際機関、学会等への協力

行政、国際機関、学会等への専門家の派遣、行政等への技術情報の提供等を行う。

(4) 民間研究への支援

農業機械化促進業務については、農業機械メーカー等民間事業者への技術指導等の実施により、民間事業者への円滑な技術移転と民間研究支援を行う。

(5) 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布

家畜防疫、動物検疫の円滑な実施に寄与するため、民間では供給困難であり、かつ、我が国の畜産振興上必要不可欠な家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行う。

9 成果の公表、普及の促進

(1) 成果の利活用の促進

研究成果はデータベース化やマニュアル作成等により積極的に利活用の促進を図る。また、行政・普及部局、公立試験研究機関、産業界等と連携し、研究成果の生産現場への迅速な技術移転を図る。

(2) 農業機械の実用化の促進

(2) 講習、研修等の開催

行政・普及部局、若手農業者等を対象とした講習会、講演会等を積極的に開催するとともに、国や団体等が主催する講習会等に積極的に協力する。

他の独立行政法人、大学、国公立機関、産業界等の研修生を積極的に受け入れ、人材育成、技術水準の向上、技術情報の移転を図る。また、海外からの研修生を積極的に受け入れる。  
外部に対する技術相談窓口を設置し対応する。

(3) 行政、国際機関、学会等への協力

わが国を代表する農業技術に関わる研究機関として、行政、国際機関、学会等の委員会・会議等に職員を派遣するとともに、政府の行う科学技術に関する国際協力・交流に協力する。また、行政等の要請に応じて、技術情報を適切に提供する。

国際獣疫事務局（OIE）の要請に応じ、重要動物疾病に係るリファレンス・ラボラトリーとして、OIEの事業に協力する。

(4) 民間研究への支援

農業機械化促進業務については、農業機械メーカー等民間事業者への高度な専門的知識を生かした農業機械の開発・改良等に係る技術指導等の実施により、製品化を見通した民間事業者への円滑な技術移転を行う。

(5) 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布

民間では供給困難な家畜及び家きん専用の血清類及び薬品について、行政と連携しつつ、適正な品目及び量等を調査し、家畜防疫及び動物検疫を実施する国公立機関等への安定供給に努める。

9 成果の公表、普及の促進

(1) 成果の利活用の促進

研究成果の中で生産現場等に利活用できる（普及に移しうる）成果を外部的評価により、中期目標の期間内に農業技術研究業務において270件以上、農業機械化促進業務において19件以上を選定し、普及・行政部局、産業界等と連携しつつ、生産現場への普及を図る。

行政、生産者等が利用可能な各種のマニュアル、データベース等を作成するとともに、農林水産省研究ネットワーク等を活用して、成果の普及、利活用の促進に努める。

(2) 農業機械の実用化の促進

農業機械化促進業務における研究成果のうち、実用化の促進を図る高性能農業機械実用化促進事業（農業機械化促進法第5条の2第2項第2号に規定する事業をいう。）の対象となった農業機械については、基本方針に掲げる当該事業の目標に即し、当該事業の実施主体及び関連農業機械メーカーへの技術支援に努める。

(3) 成果の公表と広報

研究成果は、積極的に学術雑誌等への論文、学会での発表等により公表するとともに、主要な成果については各種手段を活用し、積極的に広報を行う。また、国民へのパブリックアクセプタンスの推進に努める。

(4) 知的財産権等の取得と利活用の促進

重要な研究成果については、我が国の農林水産業等の振興に配慮しつつ、特許権等の取得により権利の確保に努めるとともに、民間等における利用の促進等を図る。

また、育種研究成果については、国の命名登録制度を活用しつつ、優良品種の育成・普及に努める。

農業機械化促進業務における研究成果のうち、農林水産大臣に対して、高性能農業機械実用化促進事業（農業機械化促進法第5条の2第2項第2号に規定する事業をいう。）の対象とすることが適当である旨報告したものについて、その実用化の促進及び農業者等への安定的な導入により、農作業の効率化や労働負担の軽減、農業経営の改善に資する観点から、当該事業の実施主体及び関連農業機械メーカーへの技術支援に努める。

(3) 成果の公表と広報

研究成果は国内外の学会、シンポジウム等で発表するとともに、中期目標の期間内に農業技術研究業務において5,600報以上、農業機械化促進業務において21報以上の論文を学術雑誌、機関誌等に公表する。

研究成果については、その内容をインターネットや「つくばリサーチギャラリー」の展示、研究成果発表会等を通じて公開に努めるとともに、重要な成果に関しては、適宜マスコミに情報を提供する。また、パブリックアクセプタンスの確保に努める。

(4) 知的財産権等の取得と利活用の促進

知的財産権の取得に努め、中期目標の期間内に農業技術研究業務において280件以上、基礎的研究業務において60件以上、農業機械化促進業務において57件以上の国内特許等を出願する。また、海外で利用される可能性、我が国の農林水産業等への影響を配慮して、特許等の外国出願を行う。

育種研究成果については、積極的に種苗法に基づく品種登録を行うとともに、海外で利用される可能性、我が国の農林水産業等への影響を配慮して、外国出願を行う。また、育種研究成果の普及及び利用促進を図るため、農林水産省の命名登録制度を活用し、中期目標の期間内に130件以上の新品種及び中間母本の登録申請を行う。

補償金の充実等により、知的財産権取得のインセンティブを与える。

取得した知的財産権に係る情報提供はインターネットを通じて行うとともに、研究成果移転促進事業等を活用し、産業界等における知的財産権の利活用を促進する。この場合、知的財産権の実施の許諾等については、我が国の農林水産業等の振興に支障を来すことのないよう考慮の上、決定する。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 収支の均衡

農業技術研究業務、基礎的研究業務及び農業機械化促進業務については、適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

民間研究促進業務に係る出資事業については、新規採択に当たって、応募課題について生物系特定産業技術分野における重要性、波及性等を適正に評価するとともに、収益の可能性について厳正に審査し、収益の可能性がある場合等に限定して実施する。また、繰越欠損金の増加を極力抑制するため、出資継続中の案件については、研究課題を重点化する等の見直しを行い、効率的に出資金を支出するとともに、研究成果の事業化等による収益の確保に努める。

また、民間研究促進業務に係る融資事業については、研究開発計画の妥当性及び企業の財務状況等を厳正に審査し、優良案件の採択に努める。貸付先の債権の保全管理に努め、中期目標の期間中に貸付金の回収率の向上を図ることを目標とし、融資対象試験研究の成功度の向上による貸付利率の平均減免率の縮減に努めるとともに、事務的経費の抑制等により調達金利との均衡を図る。

## 2 業務の効率化を反映した予算計画の策定と遵守

第2に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1 人事に関する計画

#### (1) 人員計画

期間中の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）を定め、業務に支障を来すことなく、その実現に努める。

#### (2) 人材の確保

研究職員について、任期付任用制度の活用、職の公募等により、内外の優れた人材を確保する。

### 2 その他

民間研究促進業務における融資事業については、近年実績が乏しいことから、中期目標終了時において事業のあり方について所要の見直しを行うこととされていることを踏まえ、本事業の対象となる企業等の意向の把握に努め、事業の必要性について検討を行う。